

## 山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1 山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2 乳用牛群検定及び乳用種雄牛後代検定を推進することにより、山梨県内の乳用牛の能力向上を図る。

### (交付の対象及び補助率)

第3 交付の対象となる経費は、家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法及び基準について(平成18年6月23日付け18生畜第899号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)のうち、都道府県が行う乳用牛改良増殖推進事業検定実施方法及び基準に基づいて、事業実施主体が行う事業(以下「事業」という。)に要する経費で、補助率は別表に掲げるとおりとする。

### (申請手続)

第4 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは事業の目的、内容及び計画、完了予定、収支予算等を記載した交付申請書(別記様式1号)を、別に定める期日までに知事へ提出するものとする。

### (補助金交付の条件)

第5 補助金を交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金額に変更が生じる場合又は経費の配分について各費目相互間におけるいずれか低い額の30%を越えて変更しようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第2号)を提出し、知事に承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

### (実績報告)

第6 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日、又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別記様式第3号)を知事に提出するものとする。

### (補助金の交付)

第7 補助金は、事業完了後、額の確定の上、交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとし、これを受けようとする

場合は、概算払請求書（別記様式第4号）を提出するものとする。

（書類の保管）

第8 事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業終了の年度の翌年から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（事業の委託）

第9 事業実施主体は、この事業の一部を都道府県知事が適当と認める者に委託して行うことが出来るものとし、委託団体協議書（別記様式第5号）により知事へ協議するものとする。

附則 この要綱は平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表 1

経 費	補 助 率
(1) 乳用牛群検定の実施に要する経費	補助対象経費の42.2%以内
(2) 乳用種雄牛後代検定の実施に要する経費	補助対象経費の10/10以内